

未普及地域の配水管布設要領（令和8年4月1日施行）改正要旨

○名称変更

「未給水区域の配水管布設要領」を「未普及地域の配水管布設要領」へ改称しました。

○開発事業等と工事店申込の区分の表現修正

現行の表現では、どちらの区分で処理を行うか判断が困難なケースがあったため、表現を修正しました。

○配水補助管

配水補助管 DIP-E (S50) の使用範囲について明記しました。

○私道の定義の明確

私道の定義を行いました。